

株 主 各 位

岐阜県本巣市上保1260番地の2  
レシップホールディングス株式会社  
代表取締役社長 杉 本 眞

## 第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月21日（火曜日）午後5時25分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月22日（水曜日）午前10時
2. 場 所 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11  
じゅうろくプラザ 5階 大会議室  
（末尾記載の案内図をご参照ください）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第64期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 会計監査人選任の件  
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第9号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件  
以上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類及び事業報告並びに連結計算書類及び計算書類を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.lecip.co.jp/hd>）に掲載いたしますのでご了承ください。

# 〔添付書類〕

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### 【全般概況】

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融政策を背景に、個人消費及び企業の設備投資ともに回復基調にありますものの、中国経済の成長鈍化や米国の更なる利上げ動向など国内外における懸念材料が増加しており、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループにおきましては、2013年4月よりスタートいたしました前中期3ヵ年計画「+1=2015」（2013年4月～2016年3月）の重点課題である「TMS事業をAFC事業と並ぶ二つ目の柱にする」「次世代機器・システムの商品企画と拡販」「海外パートナーシップの強化と戦略商品の創造」「国内外でのLED商品の拡販」「プロセス改善によるQCDの向上」の5つの課題に向けた取り組みに注力してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度においては、国内外において大型案件がなかったことに加え、費用面に関しても、米国において開発の遅れに伴う追加費用が発生したこと、また国内においても、一部の客先においてICカードシステムの不具合を引き起こしたことによる改修・補填費用が発生したことにより、前期と比べ、営業収支は大幅に悪化いたしました。加えて、2013年に買収したスウェーデンの連結子会社LECIP ARCONTIA AB社の株式買収に関わるのれんについて、会計基準に則り、のれん未償却残高の全額5億80百万円の減損損失を計上いたしました。

この結果、売上高は162億3百万円（前期比19.8%減）、営業損失は5億71百万円（前期は6億3百万円の営業利益）、経常損失は6億49百万円（前期は7億79百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は13億78百万円（前期は2億27百万円の当期純利益）となりました。

## 【事業別概況】

### ① 輸送機器事業

輸送機器事業の売上高は114億24百万円（前期比8.0%減）、営業損失は6億38百万円（前期は2億1百万円の営業損失）となりました。

#### (A) バス市場

国内においては、原油価格の下落に伴い、交通事業者様の投資マインドが回復傾向にあることから、車載用液晶表示器OBC-VISIONやバス用灯具などの各製品が総じて堅調に推移いたしましたものの、ICカードシステムの大型案件がなかったことから、減収となりました。また海外においても、シンガポール向けTMS・運行管理システムが、機器の納入から保守対応へとフェーズが移行したこと、また当期に納入を見込んでいた北米AFC・自動運賃収受システム案件について、一部の解約とあわせ、他の受注済み案件の納入が次期にずれ込んだことにより、減収となりました。

この結果、バス市場向け売上高は89億64百万円（前期比8.2%減）となりました。

#### (B) 鉄道市場

LED灯具の販売は堅調に推移したものの、前期に計上したICカードシステム案件の剥落により減収となりました。

この結果、鉄道市場向け売上高は15億85百万円（前期比13.3%減）となりました。

#### (C) 自動車市場

消費税増税の反動減が和らいだことにより、LED灯具の販売が回復し、増収となりました。

この結果、自動車市場向け売上高は8億74百万円（前期比5.8%増）となりました。

### ② 産業機器事業

産業機器事業の売上高は47億34百万円（前期比39.0%減）、営業利益は1億27百万円（前期比85.3%減）となりました。

#### (A) 電源ソリューション市場

通信基地局向け無停電電源装置の大型案件が、当期は前期ほどのボリュームがなかったことから大幅な減収となりました。

この結果、電源ソリューション市場向け売上高は22億93百万円（前期比58.3%減）となりました。

#### (B) エコ照明・高電圧ソリューション市場

LED電源等のエコ照明製品、特殊用途向け変圧器等の高電圧製品ともに堅調に推移し、増収となりました。

この結果、エコ照明・高電圧ソリューション市場向け売上高は8億34百万円（前期比5.4%増）となりました。

#### (C) EMS市場

消費税増税からの反動減が和らいだことにより、各種電子機器向け基板実装が回復し、増収となりました。

この結果、EMS市場向け売上高は16億6百万円（前期比9.5%増）となりました。

(2) **重要な設備投資等の状況**

当連結会計年度の設備投資の総額は4億96百万円で、その主なものはソフトウェアの取得によるものであります。

(3) **重要な資金調達の状況**

当連結会計年度中は、社債及び新株発行による資金調達は行っておりません。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

当連結会計年度において、該当事項はございません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

当連結会計年度において、該当事項はございません。

(6) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

当連結会計年度において、該当事項はございません。

(7) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当連結会計年度において、該当事項はございません。

(8) **対処すべき課題**

当社グループでは、2016年度より、中期5カ年計画「CA2020 (Challenge Again 2020)」(2016年度～2020年度)をスタートさせ、次のような取り組みを進めております。

① **イノベーションで業界をリードする新商品企画と拡販**

近年の日本では、人の大量輸送手段の一つとしてバスの活用が広がっており、それに伴い、バス輸送の課題の一つである定時性確保や、高齢者・外国人旅行者などに対するバリアフリー化が進んでおります。こうした動きは2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、さらに加速していくことが予想されます。それに向け、運賃収受システム、運行管理システム、デジタルサイネージ、セキュリティシステムなど、それぞれの分野に対してこれまでにない新しいソリューションを提供してまいります。

② **アフターサービスの強化によるお客様満足度の向上**

バス市場においては、バックヤードシステムの高度化・複雑化が進んでおり、また、機能・セキュリティの強化のために定期的なアップデートが必要になります。その対応に向けて、すでにグループ内にO&Mセンター(※O&MはOperation & Maintenanceの略)を立ち上げ、順次、リソース強化を進めています。また輸送機器事業のみならず、産業機器事業においても、納入済み製品のリモートによる状態監視など、アフターサービスの強化を進めます。

③ **海外におけるビジネス基盤の確立**

前中期3カ年計画内においては、海外事業の急速なビジネスの拡大に対し、リソース不足や体制整備の遅れにより事業活動をスムーズに展開できず、大きな損失を計上することとなりました。しかしながら、その間、各地域においてそれぞれ特色ある展開と実績を積んでおり、その実績をベースに先行費用の早期回収を進めてまいります。

北米事業については、今期の平成29年3月期(2016年度)第2四半期までに、受注済み案件を納入完了するスケジュールで進めており、その納入実績をベースに積極的な入札

参加を進めます。

欧州・スウェーデンにおいては、非接触クレジットカード決済対応の開発を進めており、早期の上市と投資の回収を進めます。

シンガポールにおいては、前期までに納入したシンガポール全バス車両に対する運行管理システムが稼働中であり、安定稼働に向けた保守対応の強化を進めます。

④ 品質向上による顧客信頼の確保

バス市場においてもIoT (Internet of Things) が進み、移動体であるバス車両と地上機、あるいは車両と車両間でのリアルタイム通信が広がっています。またそれに併せて、当社責任による不具合が発生した場合の影響度は従来よりも非常に大きくなっています。そうしたことから、レシップグループでは、より堅牢なシステムを構築するための品質保証体制の見直し、及び主にソフトウェア検査体制の強化を進めております。

加えて、北米・ASEAN地区、欧州各地で展開する海外ビジネスに関しても、日本の本社を中心としたグローバル品質保証体制の確立と品質基準の見直しを早急に進めております。

⑤ プロジェクトの見える化によるQCDの向上

国内のバス市場は、今後、ICカードシステムのリプレースが全国的に進む見通しを立てています。特に首都圏においては、2007年3月のPASMOのサービスインから来年で10年が経つことから、2020年に向けて運賃収受機器の大きな更新需要が起ることが予想されます。それに向けて、各案件の進捗状況を常に確認するためのシステム投資を行っており、当システムの稼働により確実なQCD (品質・コスト・納期) の対応を進めてまいります。

(9) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	単位	第61期 平成24年度	第62期 平成25年度	第63期 平成26年度	第64期 (当連結会計年度) 平成27年度
売 上 高	百万円	13,480	14,157	20,215	16,203
経常利益又は経常損失(△)	百万円	526	164	779	△649
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円	292	△98	227	△1,378
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	円	23.43	△9.05	20.76	△125.25
総 資 産	百万円	9,791	12,677	14,431	13,173
純 資 産	百万円	4,755	4,614	4,637	3,277

- (注) 1. 当社は、平成26年4月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第61期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」を算定しております。
2. 第63期連結会計年度に過去の誤謬の訂正を行っており、第62期については、遡及処理後の数値を記載しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失(△)」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)」に変更しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年3月31日現在）

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
レ シ ッ プ 株 式 会 社	9,800万円	100%	バス・鉄道市場向け製品の製造及び販売
レシップエスエルピー株式会社	9,800万円	100%	産業用機器、自動車部品等の製造及び販売
レシップ電子株式会社	9,800万円	100%	プリント基板の実装・組立
レシップエンジニアリング株式会社	5,000万円	100%	当社グループ製品の修理及び導入サービス等
L E C I P I N C .	1,500千USD	100%	北米輸送機器市場への当社グループ製品・関連製品の販売
LECIP (SINGAPORE) PTE LTD	50千SGD	100%	ASEAN諸国等輸送機器市場への当社グループ製品・関連製品の販売、修理及び導入サービス等
L E C I P A R C O N T I A A B	50千SEK	100%	バス・トラム向けの非接触R/W、端末機、ソフトウェアのプラットフォームの設計・開発・販売
L E C I P T H A I C O . , L T D .	10,000千THB	49%	自動車用照明灯具、バス用電装機器、産業用機器等の販売

③ 特定完全子会社に関する事項

当事業年度において、該当事項はございません。

(11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- 当 社：持株会社としてのグループ経営戦略の策定・推進、その他の経営支配管理
- レ シ ッ プ 株 式 会 社：バス・鉄道市場向け製品の製造及び販売
- レシップエスエルピー株式会社：産業用機器、自動車部品等の製造及び販売
- レシップ電子株式会社：プリント基板の実装・組立
- レシップエンジニアリング株式会社：当社グループ製品の修理及び導入サービス等
- L E C I P I N C .：北米輸送機器市場への当社グループ製品・関連製品の販売
- LECIP (SINGAPORE) PTE LTD：ASEAN諸国等輸送機器市場への当社グループ製品・関連製品の販売、修理及び導入サービス等
- L E C I P A R C O N T I A A B：バス・トラム向けの非接触R/W、端末機、ソフトウェアのプラットフォームの設計・開発・販売
- L E C I P T H A I C O . , L T D .：自動車用照明灯具、バス用電装機器、産業用機器等の販売

(12) 事業所 (平成28年3月31日現在)

当社 本社 : 岐阜県本巣市上保1260番地の2  
子会社 : レシップ株式会社 (岐阜県本巣市)  
レシップエスエルピー株式会社 (岐阜県本巣市)  
レシップ電子株式会社 (岐阜県本巣市)  
レシップエンジニアリング株式会社 (岐阜県本巣市)  
LECIP INC. (米国 イリノイ州)  
LECIP (SINGAPORE) PTE LTD (シンガポール)  
LECIP ARCONTIA AB (スウェーデン)  
LECIP THAI CO., LTD. (タイ)

(13) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
515名	29名増	40.7歳	13.4年

(注) 1. 上記の従業員数は、当社グループの就業人員であります。

2. 上記の従業員数のほか、パート従業員 (期中平均) は239名であります。

(14) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社 十六銀行	1,987
株式会社 三菱東京UFJ銀行	790
株式会社 三井住友銀行	766
株式会社 大垣共立銀行	380
株式会社 みずほ銀行	195
日本生命保険相互会社	157

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 44,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,312,380株（自己株式485,820株を除く）
- ③ 当事業年度末株主数 10,495名

### (2) 大株主の状況（平成28年3月31日現在）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
レ シ ッ プ 社 員 持 株 会	1,032,640	8.3
名古屋中小企業投資育成株式会社	936,480	7.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （株式付与ESOP信託口）	605,674	4.9
株 式 会 社 十 六 銀 行	560,000	4.5
杉 本 眞	383,940	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （役員報酬BIP信託口）	370,246	3.0
レ シ ッ プ 取 引 先 持 株 会	335,100	2.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （従業員持株ESOP信託口）	301,200	2.4
朝日火災海上保険株式会社	300,000	2.4
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	260,000	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式485,820株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。なお、自己株式（485,820株）には、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式（605,674株）、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式（370,246株）及び従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式（301,200株）を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式（485,820株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度において、該当事項はございません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
杉本 眞	代表取締役社長	レシップ株式会社代表取締役社長
山口 芳典	専務取締役	レシップ電子株式会社代表取締役社長
長野 晴夫	取締役	レシップエスエルピー株式会社代表取締役社長 レシップエンジニアリング株式会社代表取締役社長
杉戸 庸晃	取締役	執行役員（営業担当）
杉山 涼子	取締役（非常勤）	株式会社岐阜新聞社社主・取締役会長 株式会社UACJ社外取締役 一般財団法人岐阜杉山記念財団理事長
河村 富男	常勤監査役	
中川 彰	監査役	
内木 一博	監査役	内木会計事務所所長
中島 宜隆	監査役	株式会社投資育成総合研究所取締役社長

- (注) 1. 取締役杉山涼子氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所で定める「独立役員」として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役杉山涼子氏は、環境活動等に対する豊富な指導実績と経験を有しております。なお、株式会社岐阜新聞社、株式会社UACJ及び一般財団法人岐阜杉山記念財団と当社との間に特別な関係はありません。
3. 監査役河村富男氏、内木一博氏及び中島宜隆氏は社外監査役であります。なお、当社は内木一博氏及び中島宜隆氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所で定める「独立役員」として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 監査役内木一博氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、内木会計事務所と当社との間に特別な関係はありません。
5. 監査役中島宜隆氏は、名古屋中小企業投資育成株式会社出身で同社において豊富な経験を有しております。なお、株式会社投資育成総合研究所と当社との間に特別な関係はありません。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 5名 98,264千円

監査役 4名 20,736千円

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成17年6月21日開催の第53回定時株主総会において、年額188百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成17年6月21日開催の第53回定時株主総会において、年額72百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のうち、社外取締役1名及び社外監査役3名への報酬等の総額は21,576千円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### 社外取締役に関する事項

氏名	主な活動状況
杉山涼子	当事業年度に開催した取締役会への出席率は92%であります。環境活動に関する豊富な知識と経験に基づき、当社に有益な意見を述べております。

#### 社外監査役に関する事項

氏名	主な活動状況
河村富男	当事業年度に開催した取締役会、監査役会への出席率は100%であります。常勤監査役として、常時出社し、日々の監査業務に当たっております。また、豊富な経験に基づき監査上有益な意見を述べております。
内木一博	当事業年度に開催した取締役会への出席率は85%、監査役会への出席率は92%であります。税理士として、専門的見地から監査上有益な意見を述べております。
中島宜隆	当事業年度に開催した取締役会、監査役会への出席率は100%であります。豊富な経験に基づき監査上有益な意見を述べております。

(注) 当社定款の規定により、社外取締役及び社外監査役の責任を法令の範囲内で限定できることとしておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

28百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、当社の事業規模における会計監査の業務量を勘案し、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

#### ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28百万円

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

① 会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、監査役会は解任をすることがあります。

② 上記の場合のほか、経済的合理性又は会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は不再任とすることがあります。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針を次の内容にて決議いたしました。

#### ① コンプライアンス体制（取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）

当社は、反社会的勢力との断絶を明言し、あわせて当社のコンプライアンスに関する方針を明確に示すため、「法令遵守（コンプライアンス）に関する規定」および「コンプライアンスコード」を制定して、その中において当社の行動憲章・企業倫理の確立姿勢を明確に打ち出し、社内に徹底する。また、全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を設ける。

そして、当委員会活動を中心に、法令抵触の虞に対する事前相談制度や内部監査員・顧問弁護士・社長への直接通報制度を認めて、実効性を確保する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、重要文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）については、関連資料とともに所管部門において、主要会議体の議事録や重要契約書は永久保存するほか、稟議書は7年間保存するなど、各管理規定の定める所により保管し、閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク全般管理を進める会議体として、社長を委員長とする「コーポレートガバナンス委員会」を設ける。また、製品面・環境面・安全面等のリスクに対応するため、各種委員会を設置し、担当部門が専門的見地から対策・リスク管理を関連規定に則り実施する。

更に、緊急時には、機動的に活動を行う「警防団」・「緊急措置対策会議」・「大規模震災対策本部」を設置する。なお、これらの活動を有効・適切に行える様に、「危機管理マニュアル」を整備する。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

(A) 当社は、取締役会を最低月1回以上として年間スケジュールで予め開催日を設定し、これを前提に執務を励行する。

(B) 当社は、業務の合理化・意思決定の早期化のため、業務の電子化を徹底する。

(C) 当社は、業務遂行・意思決定のプロセスとして取締役会決議のほか稟議手続制度をとる。

(D) 取締役の行動予定は、電子スケジュールで開示し、相互に行動・予定を確認できる。

- ⑤ レシップグループにおける業務の適正を確保するための体制
- (A) 当社は、コンプライアンス体制および損失の危険の管理に関する体制は、関係会社を含むグループ全体に適用するとともに当該規定等の整備に努める。
  - (B) 関係会社と一体となった会議体を開催し、細部に亘る情報収集に努めるとともに子会社に対し定期的な報告を義務付け、業務を監督する。
  - (C) 当社の各部門は、当該担当機能に関しては、当社内のみならず、当社グループ会社の当該機能を統括するとの自覚と認識を共有し、各子会社のコンプライアンス体制の整備についても協力・推進する。
- ⑥ 監査役の補助従業員とその独立性
- (A) 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき従業員の設置を求めた場合に、その設置の可否、人数および地位（専属・兼任の別（ただし、兼務の場合は監査役に係る業務を優先とする）、役職レベル）等について決議する。
  - (B) 取締役会が前項の補助従業員の設置を認めた場合、その従業員に対する指揮命令、報酬または人事異動に関しては、監査役に委ねるものとする。
- ⑦ 監査役への報告体制
- (A) レシップグループの役職員は監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。監査役には社内全ての会議への参加を認め、全会議の議事録一通を監査役へ提出する。また、稟議書他、主要資料の役員回覧先・電子メール全役員宛先には、取締役と同様に監査役を扱うこととする。なお、社外の非常勤監査役には、要望に応じて、電子メール内容を開示する。
  - (B) 当社は、レシップグループの監査役へ報告を行った役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をレシップグループの役職員に周知徹底する。
- ⑧ 監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- (A) 監査役は、業務遂行のため、経営会議その他のレシップグループの重要な会議に出席する。
  - (B) 取締役は、レシップグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役会に報告する。取締役の不正行為、法令・定款違反行為についても同様とする。
  - (C) 監査役は、業務遂行上必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等外部専門家への業務委託はもとより、その他調査に必要な依頼等についても会社費用にて行うことができる。

(D) 監査役は、レシップグループ各社の社長との定期的会合を行う。また、内部監査員・会計監査人との連携体制を構築する。

(E) 監査役の責任限定を定款上、規定し、果敢な監査を行う。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

社会的責任および企業防衛の観点から、当社グループは反社会的勢力との断絶を明言する。そして、社内に対応を統括する組織を設け、社外の専門家や行政機関、近隣企業等との情報交換を積極的に行い、社内への対応方法などの周知・徹底を図ることとする。また、新規の取引先に対しては、反社会的勢力でないことの確認を行うこととし、契約書・社内マニュアルを整備する。なお、反社会的勢力であると判明した時点、あるいはその疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記(1)に掲げた内部統制システムの適正な運用を確保するため、重要な事項については、取締役会に加え、経営会議、社内重要会議での検討に基づき意思決定することを徹底しております。構成員は取締役、監査役、グループ各社の部門長等各部門の責任者としております。これら構成員は、グループ全体の意見・問題点等を網羅的に把握し、取締役会の意思決定機能をサポートする体制を構築するよう努めております。また、監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役から懸案事項及び事業等のリスク等について、取締役会・経営会議等にて毎月報告を受ける他、定期的に監査法人との会合を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はございません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益の還元を重要な課題のひとつとして位置づけており、財務体質の強化にも意を用いながら、継続的、かつ安定的な利益還元を努めることを基本方針としております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>10,499,481</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,435,216</b>
現金及び預金	848,950	支払手形及び買掛金	2,173,120
受取手形及び売掛金	5,149,933	電子記録債務	918,262
商品及び製品	1,324,968	短期借入金	4,249,190
仕掛品	627,472	1年内返済予定の長期借入金	87,600
原材料及び貯蔵品	1,141,045	リース債務	34,919
繰延税金資産	266,199	未払金	623,828
未収還付法人税等	431,934	未払法人税等	26,798
その他の	709,233	賞与引当金	283,198
貸倒引当金	△257	製品保証引当金	71,053
		受注損失引当金	51,779
<b>固定資産</b>	<b>2,674,222</b>	その他の	915,464
<b>有形固定資産</b>	<b>1,415,664</b>	<b>固定負債</b>	<b>460,631</b>
建物及び構築物	979,254	長期借入金	70,800
機械装置及び運搬具	147,529	リース債務	69,584
工具器具備品	86,173	従業員株式付与引当金	67,114
土地	120,185	役員報酬BIP信託引当金	32,407
リース資産	70,573	その他の引当金	1,906
建設仮勘定	11,947	退職給付に係る負債	21,470
		その他の	197,348
<b>無形固定資産</b>	<b>647,137</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,895,847</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>611,421</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	430,242	<b>株主資本</b>	<b>3,256,231</b>
繰延税金資産	27,133	資本金	735,645
その他の	220,632	資本剰余金	735,142
貸倒引当金	△66,586	利益剰余金	2,496,828
		自己株式	△711,384
<b>資産合計</b>	<b>13,173,704</b>	その他の包括利益累計額	<b>21,625</b>
		その他有価証券評価差額金	73,746
		為替換算調整勘定	△52,121
		<b>純資産合計</b>	<b>3,277,856</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,173,704</b>

# 連結損益計算書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	16,203,169
売上原価	13,120,572
売上総利益	3,082,596
販売費及び一般管理費	3,654,526
営業外損失	571,930
営業外収益	
受取利息及び配当金	6,276
補助金収入	2,916
作業くず売却益	8,839
その他の	11,208
営業外費用	
支払利息	35,425
為替差損	69,567
債権売却損	507
その他の	1,457
経常損失	106,957
特別損失	649,646
固定資産売却棄損	1,754
減損損	604,729
関係会社株式評価損	16,849
税金等調整前当期純損失	1,272,980
法人税、住民税及び事業税	59,503
法人税等調整額	46,164
当期純損失	1,378,648
親会社株主に帰属する当期純損失	1,378,648

# 連結株主資本等変動計算書

( 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 )

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	735,645	735,735	3,974,183	△732,693	4,712,870
当期変動額					
剰余金の配当			△104,655		△104,655
親会社株主に帰属する当期純損失			△1,378,648		△1,378,648
自己株式の処分		△593		21,308	20,715
連結範囲の変動			5,949		5,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	△593	△1,477,354	21,308	△1,456,639
当期末残高	735,645	735,142	2,496,828	△711,384	3,256,231

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	80,094	△155,563	△75,468	4,637,401
当期変動額				
剰余金の配当				△104,655
親会社株主に帰属する当期純損失				△1,378,648
自己株式の処分				20,715
連結範囲の変動				5,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,348	103,442	97,093	97,093
当期変動額合計	△6,348	103,442	97,093	△1,359,545
当期末残高	73,746	△52,121	21,625	3,277,856



## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

#### (1) 連結子会社の数 8社

- ・レシップ株式会社
- ・レシップエスエルピー株式会社
- ・レシップエンジニアリング株式会社
- ・レシップ電子株式会社
- ・LECIP INC.
- ・LECIP(SINGAPORE)PTE LTD
- ・LECIP ARCONTIA AB
- ・LECIP THAI CO.,LTD.

上記のうち、LECIP THAI CO.,LTD.については、重要性が増加したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めることとしたものであります。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

- ・レシップ産業株式会社
- ・岐阜DS管理株式会社
- ・LECIP ITS d.o.o.
- ・LECIP S.A. de C.V.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（レシップ産業株式会社、岐阜DS管理株式会社、LECIP ITS d.o.o.、LECIP S.A. de C.V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

LECIP THAI CO.,LTD.の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と同一であります。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### a. 有価証券

###### ① その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの：移動平均法による原価法

###### b. たな卸資産

###### ① 製品及び仕掛品

：主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ② 商品及び原材料

：主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ③ 貯蔵品

：最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### a. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社において平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

###### b. 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ソフトウェア（販売用）

見込有効期間（3年）における見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

###### c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### a. 貸倒引当金

当社及び一部の連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### b. 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- c. 製品保証引当金  
一部の連結子会社は、保証期間内に発生する無償修理に対する支出に備えるため、無償修理費の見積額を計上しております。
  - d. 受注損失引当金  
一部の連結子会社は、受注案件に係る将来の損失に備えるため、損失見込額を計上しております。
  - e. 従業員株式付与引当金  
当社及び当社グループ従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式付与規定に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。
  - f. 役員報酬 B I P 信託引当金  
役員及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準  
受注制作のソフトウェア等に係る収益及び費用の計上基準につきましては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアについては進行基準を、その他のソフトウェアについては完成基準を採用しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- a. 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
  - b. 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。
  - c. 退職給付に係る会計処理の方法  
当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、準社員の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
  - d. 重要なヘッジ会計の方法
    - ①ヘッジ会計の方法  
当社の為替予約はすべて振当処理の条件を満たしているため、振当処理を採用しております。
    - ②ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・相場変動等による損失の可能性がある外貨建金銭債権債務
    - ③ヘッジ方針  
外貨建売掛金及び買掛金残高の範囲に限定しており、ヘッジ対象にかかわる為替相場変動リスクのヘッジを行っております。
    - ④ヘッジ有効性評価の方法  
当社の利用するヘッジ手段（為替予約取引）は、ヘッジ対象の残高の範囲内で同一通貨、同一期日のため、高い有効性があると判断しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

## III. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」(前連結会計年度は35,240千円)は、金銭的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

## IV. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産

建物及び構築物	868,440千円
土	82,980千円
計	951,420千円

②担保に係る債務 短期借入金	2,777,780千円
(極度額)	(530,000千円)
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	6,218,971千円

## V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株数  
普通株式 12,798,200株
- (2) 配当に関する事項  
①配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千 円)	1 株 当 た り 配 当 金 (円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年6月19日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	104,655	8.5	平成27年3月31日	平成27年6月22日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- a. 配当金の総額 92,342千円
- b. 1株当たり配当額 7.5円
- c. 基準日 平成28年3月31日
- d. 効力発生日 平成28年6月23日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## VI. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用販売取引管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

外貨建ての営業債権債務について、回収までの期間が長期化するものについては、先物為替予約を利用して、市場リスクをヘッジしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1)現金及び預金	848,950	848,950	—
(2)受取手形及び売掛金	5,149,933	5,149,933	—
(3)未収還付法人税等	431,934	431,934	—
(4)投資有価証券	332,623	332,623	—
(5)支払手形及び買掛金	(2,173,120)	(2,173,120)	—
(6)電子記録債務	(918,262)	(918,262)	—
(7)短期借入金	(4,249,190)	(4,249,190)	—
(8)長期借入金	(158,400)	(159,814)	(1,414)
(9)リース債務	(104,503)	(107,756)	(3,252)
(10)未払金	(623,828)	(623,828)	—
(11)未払法人税等	(26,798)	(26,798)	—
(12)デリバティブ取引	—	—	—

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、及び(3)未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5)支払手形及び買掛金、(6)電子記録債務、(7)短期借入金、(10)未払金、及び(11)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8)長期借入金、及び(9)リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

(12)デリバティブ取引

当社グループは、売上債権の一部について先物為替予約を行っておりますが、先物為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる受取手形及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 97,619千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

## Ⅶ. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、岐阜県岐阜市において、賃貸用の施設（土地を含む）を所有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
55,498	340,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は収益価格に基づく金額であります。

## Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 297円03銭

1株当たり当期純損失 △125円25銭

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、従業員持株E S O P信託口、株式付与E S O P信託口及び役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を含めております。

## Ⅸ. 減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
米国	輸送機器事業	機械装置
スウェーデン	—	のれん

当社グループは、原則として事業用資産については継続的に損益の把握が行われている事業単位を基準としてグルーピングを行っており、賃貸資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度について、LECIP INC.の輸送機器事業における事業損益が継続的に悪化していることにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24,195千円）として特別損失に計上いたしました。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、減損対象資産全てについて、正味売却価額を零として評価しております。

また、当社の連結子会社であるLECIP ARCONTIA ABの株式取得時に発生したのれんについて、取得時に検討した事業計画において想定した超過収益力が見込めなくなったことから、当連結会計年度末における未償却残高の全額(580,533千円)を減損損失として特別損失に計上しております。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>3,838,333</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,040,185</b>
現金及び預金	706,583	支払手形	5,051
繰延税金資産	7,792	電子記録債権	2,797
関係会社短期貸付金	1,705,939	短期借入金	3,799,120
未収入金	996,839	関係会社短期借入金	1,922,326
未収還付法人税等	381,655	1年内返済予定の長期借入金	87,600
その他の	39,522	リース債権	17,914
<b>固定資産</b>	<b>4,497,975</b>	未払費用	84,170
<b>有形固定資産</b>	<b>1,090,001</b>	未払法人税等	8,301
建物	913,597	未払消費税等	6,416
構築物	28,248	未払引当金	21,113
工具・器具・備品	1,936	賞与	17,802
土地	120,185	その	67,571
リース資産	26,032	<b>固定負債</b>	<b>714,080</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>183,676</b>	長期借入金	70,800
ソフトウェア	146,732	リース債権	34,947
リース資産	21,837	退職給付引当金	200
その他の	15,105	従業員株式付与引当金	67,114
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,224,297</b>	役員報酬BIP信託引当金	32,407
投資有価証券	395,948	債務保証損失引当金	348,187
関係会社株式	2,499,032	その他の引当金	1,906
出資金	720	長期未払金	125,178
関係会社長期貸付金	1,910,302	長期預り金	30,670
長期前払費用	3,385	その他	2,667
繰延税金資産	234,677	<b>負債合計</b>	<b>6,754,265</b>
会員の	55,600	(純資産の部)	
その他の	53,033	<b>株主資本</b>	<b>1,508,296</b>
貸倒引当金	△1,928,402	資本金	735,645
<b>資産合計</b>	<b>8,336,308</b>	資本剰余金	735,142
		資本の他準備金	719,406
		利益剰余金	15,735
		利益準備金	748,893
		その他の利益剰余金	63,125
		圧縮記帳積立金	685,768
		別途積立金	15,594
		繰越利益剰余金	2,115,000
		自己株式	△1,444,826
		評価・換算差額等	△711,384
		その他有価証券評価差額金	73,746
		<b>純資産合計</b>	<b>1,582,042</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,336,308</b>



# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
至 平成28年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		2,180,856
営 業 費 用		2,309,843
営 業 損 失		128,987
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50,387	
受 取 配 当 金	6,160	
そ の 他	3,627	60,176
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	45,392	
為 替 差 損	74,916	
そ の 他	743	121,052
経 常 損 失		189,863
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	1,235,609	1,235,609
税 引 前 当 期 純 損 失		1,425,472
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,312	
法 人 税 等 調 整 額	15,986	46,299
当 期 純 損 失		1,471,771

# 株主資本等変動計算書

( 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日 )

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益金	
当期首残高	735,645	719,406	16,328	735,735	63,125	16,736	2,515,000	△269,540	2,325,320
当期変動額									
剰余金の配当								△104,655	△104,655
当期純損失(△)								△1,471,771	△1,471,771
自己株式の処分			△593	△593					
圧縮記帳積立金の取崩						△1,141		1,141	-
別途積立金の取崩							△400,000	400,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	△593	△593	-	△1,141	△400,000	△1,175,285	△1,576,427
当期末残高	735,645	719,406	15,735	735,142	63,125	15,594	2,115,000	△1,444,826	748,893

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△732,693	3,064,007	80,094	3,144,102
当期変動額				
剰余金の配当		△104,655		△104,655
当期純損失(△)		△1,471,771		△1,471,771
自己株式の処分	21,308	20,715		20,715
圧縮記帳積立金の取崩		-		-
別途積立金の取崩		-		-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			△6,348	△6,348
当期変動額合計	21,308	△1,555,711	△6,348	△1,562,059
当期末残高	△711,384	1,508,296	73,746	1,582,042

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式 : 移動平均法による原価法

②其他有価証券

時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの : 移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

準社員の退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 従業員株式付与引当金

当社及び当社グループ従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式付与規定に基づき、当社及び当社グループ従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(5) 役員報酬BIP信託引当金

役員及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規定に基づき、役員及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(6) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証にかかる損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案して、損失見込額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

## III. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

有形固定資産

建物及び構築物  
土 地

868,440千円

82,980千円

計

951,420千円

②担保に係る債務

短期借入金

2,777,780千円

(極度額)

(530,000千円)

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,100,527千円

(3) 保証債務		
関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。		
	LECIP THAI CO.,LTD.	38,760千円
	LECIP (SINGAPORE) PTE LTD	331,829千円
	レシップ(株)	883千円
(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）		
	短期金銭債権	1,031,381千円
	短期金銭債務	47,202千円
(5) 取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務		
	金銭債務	125,178千円

#### IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引	
営業収益	2,138,124千円
賃貸収入原価	29,400千円
②営業取引以外の取引高	70,349千円

#### V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,762,940株
------	------------

(注) 自己株式数には日本マスタートラスト信託銀行株式会社所有の従業員持株E S O P 信託口301,200株、株式付与E S O P 信託口605,674株及び役員報酬B I P 信託口370,246株を含めて記載しております。

#### VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、会社分割による差異、賞与引当金の否認、減価償却超過額の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

## Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注)11	科 目	期末残高		
子会社	レシップ(株)	所有 直接 100%	業務受託料 の受取 土地・建物の 賃貸 役員兼任  債務被保証	業務受託料 (注)1	480,432	未収入金	488,468		
				不動産賃貸料 (注)1	94,380				
				受取配当金 (注)10	548,800				
				資金の貸付 (注)9	△1,251,108	短期貸付金	1,705,939		
				受取利息(注)2	18,536				
				当社金融機関 借入に対する 債務被保証 (注)3	873,120	—	—		
レシップエス エルピー(株)	所有 直接 100%	業務受託料 の受取 土地・建物の 賃貸 役員兼任 債務被保証	業務受託料 (注)1	201,792	未収入金	459,408			
			不動産賃貸料 (注)1	50,136					
			受取配当金 (注)10	636,216					
						資金の借入 (注)9	△633,096	短期借入金	1,589,904
						支払利息(注)2	15,446		
			当社金融機関 借入に対する 債務被保証 (注)3	873,120	—	—			
レシップ電子 (株)	所有 直接 100%	役員兼任	資金の借入 (注)9	△97,791	短期借入金	176,524			
			支払利息(注)2	2,108					
レシップエン 지니어リング (株)	所有 直接 100%	役員兼任	資金の借入 (注)9	433	短期借入金	120,896			
			支払利息(注)2	1,293					
LECIP INC.	所有 直接 100%	役員兼任 資金援助 債務保証	資金の貸付 (注)9	282,224	長期貸付金 (注)7 債務保証損 失引当金	1,900,866			
			受取利息(注)2	30,754					
			債務保証(注)4	269,497			269,497		

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注)11	科 目	期末残高
子会社	LECIP ARCONTIA AB	所有 直接 100%	資金援助	資金の貸付 (注)9 受取利息(注)2 増資の引受 (注)8	140,850 986 140,850	—	—
	LECIP (SINGAPORE) PTE LTD	所有 直接 100%	債務保証	金融機関借入 等に対する債 務保証(注)5、 6 受 取 保 証 料 (注)5	364,744 695	債務保証損 失引当金	32,915
	LECIP THAI CO.,LTD.	所有 直接 49%	債務保証	金融機関借入 に対する債務 保証(注)5 受 取 保 証 料 (注)5	84,535 150	債務保証損 失引当金	45,774

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社の採算性を考慮した双方協議により決定した金額であります。
2. 金融機関と同様の取引条件で行った場合に想定される利率を適用しております。
3. 当社は金融機関借入に対して、レシップ(株)およびレシップエスエルピー(株)より債務保証を受けております。
4. 当社は金融機関がLECIP INC.の取引保証のために発行したSTAND-BY L/Cに対して債務保証をしております。
5. 当社はLECIP (SINGAPORE) PTE LTDおよびLECIP THAI CO.,LTD.の金融機関借入に対して債務保証をしており、年率0.2%の保証料を受領しております。
6. 当社は金融機関がLECIP (SINGAPORE) PTE LTDの取引保証のために発行したPERFORMANCE BONDに対して債務保証をしております。
7. 貸倒引当金1,900,866千円を計上しております。
8. LECIP ARCONTIA ABの増資の引受は、デット・エクイティ・スワップによるものであります。
9. 取引金額には、当事業年度における増減額(△は減少)を記載しております。
10. 受取当金についてはグループ配当方針に基づいて決定しております。
11. 取引金額には消費税等を含めておりません。

#### Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 143円36銭

1株当たり当期純損失 △133円71銭

(注) 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純損失」の算定上の基礎となる自己株式数には、従業員持株E S O P 信託口、株式付与E S O P 信託口及び役員報酬B I P 信託口が所有する当社株式を含めております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

レシップホールディングス株式会社  
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋谷 英 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柳 川 洋 満 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レシップホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レシップホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

レシップホールディングス株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渋谷 英 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 柳 川 洋 満 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レシップホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社における主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、主要な子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月30日

レシップホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役(社外監査役)	河村富男	㊟
監査役	中川 彰	㊟
監査役(社外監査役)	内木一博	㊟
監査役(社外監査役)	中島宜隆	㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、事業報告（添付書類13頁）記載の剰余金の配当等の決定に関する方針に基づき、下記のとおりとさせていただきますと存じます。また、配当を実施するため、別途積立金の取崩しのご承認をお願いするものであります。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額  
当社株式1株につき 7円50銭 配当総額 92,342,850円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月23日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
別途積立金 2,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1.提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査等委員会設置会社に移行するために、定款の一部を変更するものであります。

また改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきまして、責任限定契約を締結できるようにすることによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第36条を変更するものであります。なお、責任限定契約にかかる定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

このほか、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役の選任に関する規定を変更案第19条第4項として新設し、また、機動的な資本政策および配当政策を図るため、改正会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。その他、上記の各変更に伴う所要の変更等を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。



## 2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行	変 更 後
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削 除) (3) 会計監査人
第5条～第6条 (条文省略)	第5条～第6条 (現行どおり)
第7条 (自己の株式の取得) 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u>	(削 除)
第8条～第18条 (条文省略)	第7条～第17条 (現行どおり)
第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は <u>7名以内とする。</u>  (新 設)	第18条 (取締役の員数) 1. 当社の取締役 ( <u>監査等委員である取締役は除く。</u> ) は10名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現 行	変 更 後
<p>第20条（取締役の選任方法）</p> <p>1. 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.～3. （条文省略） （新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>第21条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第19条（取締役の選任方法）</p> <p>1. 当社の取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2.～3. （現行どおり）</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>第20条（補欠の監査等委員である取締役の予選の効力）</p> <p><u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。</u></p> <p>第21条（任期）</p> <p>1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第22条（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を選定する。</p> <p>第23条 （条文省略）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p><u>ただし、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることはできないものとする。</u></p> <p>第22条（役付取締役及び代表取締役）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって代表取締役3名以内を取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から選定する。</p> <p>第23条 （現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会の招集通知）</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第25条 (取締役会の決議)  取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第26条 (取締役会の決議の省略)  当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>第29条 (監査役の数)  <u>当社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任)  <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役会の決議)  1. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。  2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (報酬等)  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。  <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(削 除)  (削 除)</p>

現 行	変 更 後
<p><u>第30条（監査役の選任方法）</u></p> <p><u>1. 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条（監査役の任期）</u></p> <p><u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条（常勤監査役）</u></p> <p><u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条（監査役会の招集通知）</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)

現 行	変 更 後
<p><u>第34条（監査役会の決議）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第35条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(新 設)  (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 取締役及び監査役の責任免除  <u>第36条（損害賠償責任の一部免除）</u>  1. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会  <u>第29条（監査等委員会の招集通知）</u>  1. <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  2. <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>第30条（監査等委員会の決議方法）</u>  <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第 6 章 取締役の責任免除  <u>第31条（損害賠償責任の一部免除）</u>  1. 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p>

現 行	変 更 後
<p>2. 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>37</u>条 （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>32</u>条 （現行どおり）</p>
<p>第<u>38</u>条（剰余金の配当）  <u>当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p>	<p>第<u>33</u>条（剰余金の配当等の決定機関）  <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>第<u>39</u>条（中間配当）  <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第<u>34</u>条（剰余金の配当の基準日）  1. <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u>  2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>第<u>40</u>条 （条文省略）</p>	<p>第<u>35</u>条 （現行どおり）</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。


本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	<p style="text-align: center;">すきもと まこと 杉本 眞 (昭和27年9月14日生)</p> 	<p>平成2年6月 当社取締役 平成3年4月 当社取締役副社長 平成5年4月 当社代表取締役社長 平成5年6月 三陽電子(株) (現レシップ電子(株)) 取締役 (現任) 平成14年6月 LECIP U.S.A.,INC.取締役 平成17年3月 レシップ産業(株)取締役 (現任) 平成20年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成22年3月 LECIP INC.取締役 (現任) 平成22年10月 当社代表取締役社長 (現任) レシップ(株)代表取締役社長執行役員 レシップインターナショナル(株)取締役 岐阜D S 管理(株)取締役 (現任) 平成23年4月 レシップエスエルピー(株)取締役 (現任) レシップエンジニアリング(株)取締役 (現任) 平成25年6月 レシップ(株)代表取締役社長 (現任) 平成26年8月 LECIP S.A. de C.V.取締役 (現任) 平成26年12月 LECIP (SINGAPORE) PTE LTD取締役 (現任) (重要な兼職の状況) レシップ(株)代表取締役社長</p>	383,940株
<p>(選任理由) 当社の代表取締役社長として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 株 式 の 数
2	<p>やま ぐち よし のり 山 口 芳 典 (昭和28年7月16日生)</p> 	<p>平成9年6月 当社経営管理部長 平成13年4月 当社管理本部長 平成14年6月 当社取締役 平成17年3月 レシップ産業(株)取締役(現任) 平成19年10月 当社常務取締役 レシップ電子(株)取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員 平成21年1月 レシップ電子(株)代表取締役社長(現任) 平成22年10月 当社常務取締役 レシップ(株)取締役常務執行役員 平成25年6月 当社専務取締役(現任) レシップ(株)専務取締役(現任) (重要な兼職の状況) レシップ電子(株)代表取締役社長</p> <p>(選任理由) 当社の専務取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、当社グループの経営管理事項全般に精通していることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。</p>	82,140株
3	<p>なが の はる お 長 野 晴 夫 (昭和34年4月25日生)</p> 	<p>平成17年4月 当社執行役員システム製品事業部長兼開発部長 平成20年6月 当社取締役執行役員 当社生産本部長 平成22年10月 当社取締役(現任) レシップ(株)取締役執行役員 レシップ(株)営業本部長 レシップインターナショナル(株)取締役 平成23年4月 レシップエンジニアリング(株)代表取締役社長(現任) 平成24年8月 レシップエスエルピー(株)代表取締役社長(現任) 平成25年6月 レシップ(株)取締役(現任) 平成25年9月 LECIP THAI CO.,LTD.取締役(現任) (重要な兼職の状況) レシップエスエルピー(株)代表取締役社長 レシップエンジニアリング(株)代表取締役社長</p> <p>(選任理由) 当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、当社グループの品質・製造管理・生産技術全般に精通していることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。</p>	18,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
4	すぎ と つね あき 杉 戸 庸 晃 (昭和31年2月23日生) 	平成20年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼東部地域統括部長兼鉄道営業部長 平成24年8月 レシップ(株)執行役員営業本部長兼東部統括営業部長兼鉄道営業部長 平成25年6月 当社執行役員(現任) レシップ(株)営業本部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任) レシップ(株)取締役(現任) レシップエスエルピー(株)取締役(現任)	19,600株
(選任理由) 当社の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など取締役としての適切な役割を果たしており、また、レシップ株式会社の営業本部長として当社グループの営業事項全般に精通していることから、引き続き取締役候補者に選任いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 「所有する当社の株式の数」は、平成28年3月31日現在の所有株式数を記載しております。


#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
1	<p>木村 静之 (昭和27年10月25日生)</p> 	<p>昭和56年4月 弁護士登録            昭和59年4月 後藤・木村合同法律事務所開設            平成12年6月 (株)K V K 社外監査役(現任)            平成25年7月 木村法律事務所所長(現任)            平成28年3月 富士変速機(株)社外取締役(現任)            (重要な兼職の状況)            木村法律事務所所長            (株)K V K 社外監査役            富士変速機(株)社外取締役</p>	6,000株
<p>(選任理由)            弁護士及び他企業での社外役員としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。            なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に直接関与されたことはありませんが、前述の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株数の数
2	すぎやま りょうこ 杉山 涼子 (昭和30年7月27日生) 	平成8年5月 (株)杉山・栗原環境事務所設立 平成9年12月 (株)岐阜新聞社取締役 平成11年12月 (株)岐阜放送取締役(現任) 平成19年8月 (株)杉山・栗原環境事務所取締役(現任) 平成21年12月 (株)岐阜新聞社社長 平成22年4月 富士常葉大学(現常葉大学)社会環境学部教授(現任) 平成22年6月 当社取締役(非常勤)(現任) 平成26年5月 (株)岐阜新聞社社長・取締役会長(現任) 平成27年6月 (株)UACJ社外取締役(現任) 平成28年1月 (一財)岐阜杉山記念財団理事長(現任) (重要な兼職の状況) (株)岐阜新聞社社長・取締役会長 (株)UACJ社外取締役 (一財)岐阜杉山記念財団理事長	2,000株
(選任理由) 環境活動に関する豊富な知識と経験に基づき、当社が経営理念の一つに掲げております「地球環境対応」に即した製品開発を推進するため、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数(本定時株主総会終結の時まで)は、6年であります。			
3	ないき かずひろ 内木 一博 (昭和24年6月3日生) 	昭和60年12月 (株)岐阜不動産鑑定評価所監査役(現任) 平成2年9月 税理士登録 平成3年1月 内木会計事務所所長(現任) 平成14年4月 (有)内木会計計算センター取締役(現任) 平成18年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 内木会計事務所所長	54,520株
(選任理由) 税理士としての資格を有しており、財務及び会計に関する知見に基づき、また10年間の当社監査役としての監査業務の経験から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者に選任いたしました。 なお、同氏は、会社の経営に直接関与されたことはありませんが、前述の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 木村静之氏、杉山涼子氏及び内木一博氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、木村静之氏、杉山涼子氏及び内木一博氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、杉山涼子氏及び内木一博氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所で定める「独立役員」として両取引所に届けており、両氏が選任された場合には、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、木村静之氏が選任された場合には、同氏を独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

### (ご参考) 当社の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断しております。

- (1) 当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- (2) 当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭（※3）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (4) 最近（※4）において次の1.から3.までのいずれかに該当していた者
  1. (1)、(2)又は(3)に掲げる者
  2. 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
  3. 当社の兄弟会社の業務執行者
- (5) 次の1.から5.までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
  1. (1)から前(4)までに掲げる者
  2. 当社の子会社の業務執行者
  3. 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
  4. 当社の兄弟会社の業務執行者
  5. 最近において前2.又は当社の業務執行者に該当していた者
- (6) その他、一般株主との間で利益相反が生じるおそれのある者

※1：「主要な取引先とする者」とは、直近事業年度における取引金額が、当該その者の年間連結総売上高の2%以上の者をいう。

※2：「主要な取引先」とは、直近事業年度における取引金額が、当社グループの年間連結総売上高の2%以上の取引先をいう。

※3：「多額の金銭」とは、その価額の総額が、過去3年間の平均で、1,000万円を超えるときをいう。

※4：「最近」とは、過去3年のいずれかの時点をいう。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
む とう くれ おお な 武 藤 玲 央 奈 (昭和49年3月2日生)	平成13年10月 弁護士登録 矢島法律事務所入所 平成21年1月 アール市民法律事務所所長(現任) (重要な兼職の状況) アール市民法律事務所所長	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武藤玲央奈氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 武藤玲央奈氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての法曹界における豊富な経験と幅広い見地から、当社の社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 武藤玲央奈氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿 革	昭和44年7月	監査法人朝日会計社設立
	昭和60年7月	監査法人朝日会計社と新和監査法人が合併し、監査法人朝日新和会計社設立
	平成5年10月	監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人が合併し、朝日監査法人発足
	平成15年2月	KPMGジャパンの監査部門が、あずさ監査法人を設立
	平成16年1月	朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足
	平成22年7月	有限責任監査法人に移行し、法人名を有限責任 あずさ監査法人に変更
概 要	資本金	3,000百万円
	構成人員	
	公認会計士	3,036名 (うち代表社員30名、社員517名)
	会計士補	11名
	会計士試験合格者	1,177名
	専門員	762名 (特定社員35名、うち代表社員1名)
	その他職員	592名
	合 計	5,578名

## **第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月21日開催の第53回定時株主総会において、年額188百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額、今後の事業拡大に伴う体制の強化および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は5名であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。

## **第8号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額72百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとしたします。



## 第9号議案 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬等の額及び 内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。）の報酬は、「基本報酬」、「業績連動型株式報酬」にて構成されていますが、本議案では、前述の報酬構成のうち、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の継続をお願いするものであります。なお、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象者は当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）及び執行役員（以下、併せて「取締役等」という。）となります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、第7号議案にてご提案しております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給することを提案いたします。

なお、本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は2名）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2.(2)に定義される。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績達成度等に応じて当社の取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。（詳細は(2)以降のとおり。）

- ① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者  
当社の取締役（社外取締役、非常勤取締役及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合は監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員
- ② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響
  - (A) 当社が拠出する金員の上限  
5事業年度を対象として、合計300百万円
  - (B) 取締役等が取得する当社株式数の上限及び当社株式の取得方法  
取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年あたりの総数の上限は10万ポイント（1ポイントは当社株式1株）。本信託は5事業年度を対象に、50万株を上限として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得予定。（当該上限株数は、発行済株式の総数（平成28年3月31日時点）に対する割合は約4%）
- ③ 取締役等に対する株式交付時期  
原則として取締役等退任時

(2) 当社が拠出する金員の上限

当社は、連続する5事業年度（当初は平成29年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各5事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を継続します。

当社は、対象期間ごとに合計300百万円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託期間5年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間ごとに50万株（株式分割・株式併合等が生じた場合は比率に応じて調整する。）を上限に当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当

する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、300百万円の範囲内とします。

(3) 取締役等が取得する当社株式数の算定方法及び上限

取締役等には、信託期間中の毎年5月末日において、前事業年度における業績達成度及び役位に応じたポイントが付与されます。なお、1ポイントは当社株式1株としますが、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。また、取締役等には、原則として取締役等退任時にポイント数の累計値に相当する当社株式等の交付等が行われます。

取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限は、10万ポイントとします。

(4) 取締役等に対する株式交付時期

取締役等に対する当社株式等の交付等は、原則として取締役等退任時において、取締役等が所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの累計値に相当する当社株式数の70% (単元未満株数は切捨) について本信託から交付され、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付されるものとします。なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、原則としてその時点で当該取締役等が保有していたポイント数の累計値に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

## (ご参考)

なお、本制度の詳細については、「業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」(後記ご参考：平成28年5月30日付プレスリリースの抜粋)をご参照下さい。

(平成28年5月30日付プレスリリースの抜粋)

### 1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本議案を本株主総会に付議することを決定しました。なお、本議案が承認可決されますと、取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員の報酬体系は、引き続き、「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。
- (2) 本制度の継続は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託(以下「B I P 信託」と称される仕組みを採用しています。平成28年度以降の本制度の継続にあたっては、本制度を一部改定(後述)のうえ、設定済みのB I P 信託の信託期間を延長します。なお、B I P 信託とは、信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を役員や業績目標の達成度等に応じて、原則として返済時に交付及び給付(以下「交付等」という。)する制度です。
- (4) 当社は、B I P 信託の信託期間が満了した場合、新たなB I P 信託を設定し、又は信託期間の満了した既存のB I P 信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

### 2. 本制度の一部改定について

本制度の継続にあたり、従前の制度から以下の点を一部改定します。

#### (1) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役(社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び当社と委任契約を締結している執行役員(以下、併せて「取締役等」という。)とします。

#### (2) B I P 信託の延長、及び延長時における残存株式等の承継

信託期間が満了する既存のB I P 信託について、取締役会による決議を得たうえで、信託期間の延長及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施します。

また、かかる追加信託を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に交付等が予定される当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等を延長するB I P 信託に承継します。なお、既存のB I P 信託は、平成28年8月末日に信託期間の満了を迎えるため、上記の改定に基づき、従前の信託財産内に残存株式等が生じる場合は、当該残存株式等を延長するB I P 信託に承継します。

#### (3) 本信託に拠出される信託金の上限額

本株主総会においては、対象期間(※)ごとに本信託へ拠出することのできる金員の上限を300万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することとなります。当該信託金の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額です。

また、信託期間の延長時に追加拠出を行う場合、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存株式等があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(※)対象期間とは、連続する5事業年度(当初は平成29年3月31日で終了する事業年度から平成33年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度とし、再度、信託期間の延長が行われる場合には、以降の各5事業年度。)をいいます。

#### (4) 取締役等に対する付与ポイント数の上限

本株主総会において、取締役等が付与を受けることができるポイント数の1年当たりの総数の上限を10万ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役等が付与を受けることができるポイント数は、かかるポイント数の上限に服することとなります。

#### (5) 取締役等に対する当社株式の交付方法

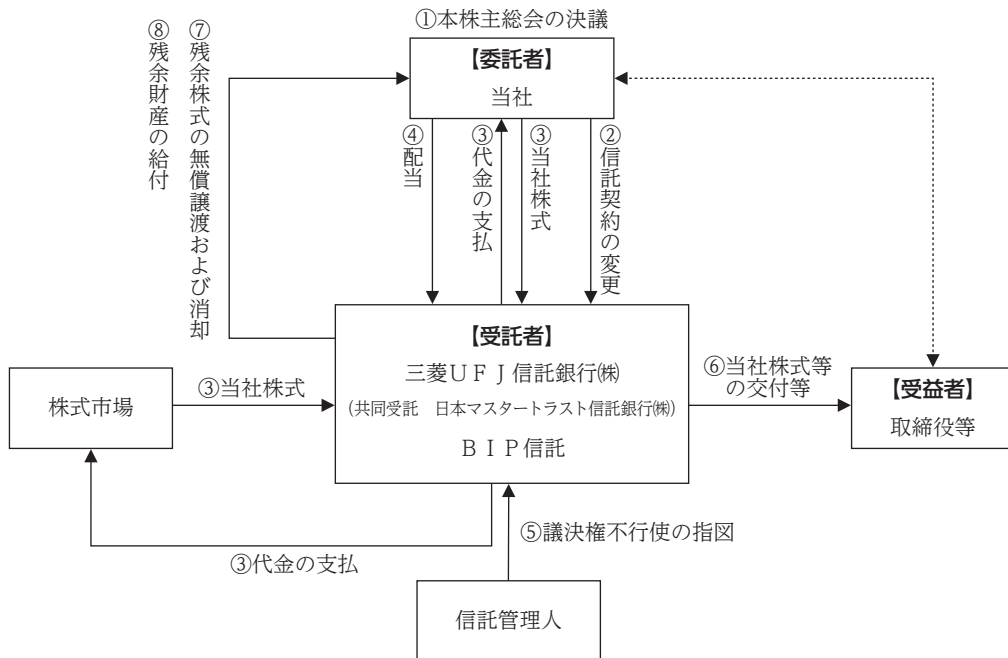
受益者要件を充足した取締役等に対し、本制度に基づく当社株式等の交付等を行う場合、当該取締役等に付与されたポイントの累計値の70%(単元未満株数は切捨)に相当する数の当社株式について本信託から株式にて交付を受け、残りについては当社株式を本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることとします。

#### (6) 本信託による取得株式数の上限

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、対象期間ごとに50万株(株式分割・株式併合等が生じた場合は比率に応じて調整する。)を上限に当社株式を当社(自己株式処分)又は株式市場から取得します。

### 3. B I P 信託の仕組み

(本制度の詳細は平成25年5月31日公表の「業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)



- ① 当社は、本制度の継続に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は、信託契約の変更の合意に基づき、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を継続します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）又は株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ④ 本信託内の当社株式に対する剰余金の配当は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、取締役等の役位や業績達成度等に応じて、一定のポイント数が付与されます。原則として退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、又は本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

※受益者への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、本信託に対し、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。



(ご参考)

**【信託契約の内容】**

- |           |   |
|-----------|---|
| ①信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                   |
| ②信託の目的    | 取締役等に対するインセンティブの付与  |
| ③委託者      | 当社  |
| ④受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）                 |
| ⑤受益者      | 取締役等のうち受益者要件を充足する者  |
| ⑥信託管理人    | 専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者                                     |
| ⑦信託契約日    | 平成25年8月28日（平成28年8月22日付で変更予定）                                |
| ⑧信託期間     | 平成25年8月28日～平成28年8月31日（平成28年8月22日付の信託契約の変更で平成33年9月30日まで延長予定） |
| ⑨制度開始日    | 平成25年9月1日   |
| ⑩議決権行使    | 議決権は行使しないものとします。  |
| ⑪取得株式の種類  | 当社普通株式  |
| ⑫取得株式の上限額 | 300百万円（信託報酬・信託費用を含む。）                                       |
| ⑬帰属権利者    | 当社  |
| ⑭残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。      |

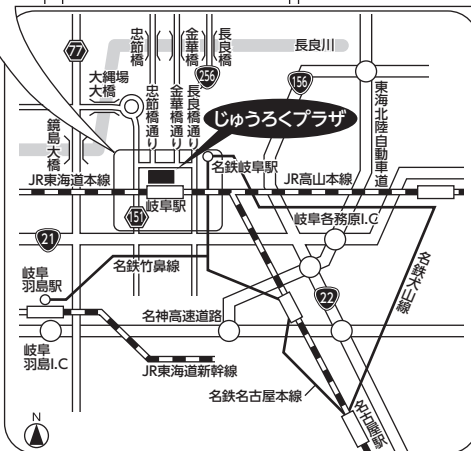
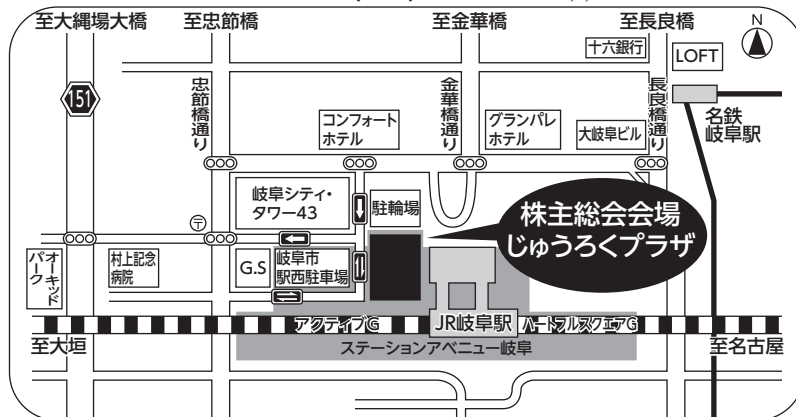
**【信託・株式関連事務の内容】**

- |         |  |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。      |

以 上

# 株主総会会場ご案内図

〔会場〕 じゅうろくプラザ 5階 大会議室  
 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11  
 T E L. (058) 262-0150(代)



〔交通機関のご案内〕

- JR岐阜駅より.....徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より.....徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.C.より約10km .....車/約15分
- 岐阜羽島I.C.より約15km .....車/約20分

〔駐車場のご案内〕

※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。

- 会場周辺は禁煙地域となっております。

